

## 発行者情報

- 【表紙】
- 【公表書類】 発行者情報
- 【公表日】 2019年10月24日
- 【発行者の名称】 株式会社太知ホールディングス  
(英語表記) TAICHI HOLDINGS LIMITED
- 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川村 修三
- 【本店の所在の場所】 東京都千代田区富士見二丁目10番2号
- 【電話番号】 03-3512-5325
- 【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 横間 透
- 【担当J-Advertiserの名称】 宝印刷株式会社
- 【担当J-Advertiserの代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堆 誠一郎
- 【担当J-Advertiserの本店の所在の場所】 東京都豊島区高田三丁目28番8号
- 【担当J-Advertiserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 <https://www.takara-print.co.jp/ir/reference/>
- 【電話番号】 03-3971-3392
- 【取引所金融商品市場等に関する事項】 当社は、当社普通株式を2019年11月27日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定です。  
当社は、上場に際して投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。  
なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号  
株式会社太知ホールディングス
- 【公表されるホームページのアドレス】 <https://www.taichi-holdings.com/>  
株式会社東京証券取引所  
<https://www.jpx.co.jp/>
- 【投資者に対する注意事項】
- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
  - 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず

ず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制度の概要】

該当事項はありません。

### 第2【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第13期	第14期	第15期
決算年月		2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高	(百万円)	—	18,550	21,233
経常利益	(百万円)	—	134	171
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(百万円)	—	△111	65
包括利益	(百万円)	—	△217	△101
純資産額	(百万円)	—	6,449	6,295
総資産額	(百万円)	—	11,142	9,997
1株当たり純資産額	(円)	—	613.05	598.42
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	—	5,000.00 (—)	4,000.00 (—)
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	(円)	—	△10.64	6.23
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	—	57.9	63.0
自己資本利益率	(%)	—	△1.7	1.0
株価収益率	(倍)	—	—	—
配当性向	(%)	—	△47.0	80.3
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	—	△219	12
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	—	△360	△8
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	—	532	△604
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	—	2,727	2,108
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	— (—)	— (—)	146 (35)

(注) 1. 当社は、第14期より連結財務諸表を作成しております。第13期は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結経営指標等については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を( )内に外数で記載しております。第14期以前につきましては、連結人員数を算出しておらず、第15期より記載して

おります。

6. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第15期の連結財務諸表については、仰星監査法人による監査を受けておりますが、第14期の連結財務諸表については、当該監査を受けておりません。
7. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第15期の期首から適用しており、第14期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
8. 当社は、2019年9月18日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）を算定しております。
9. 第14期における1株当たり配当額には、特別配当2,000円が含まれており、第15期における1株当たり配当額には、特別配当1,000円が含まれております。

## 2【沿革】

発行者は、東京都千代田区におきまして、日本の商材を中心に、主に中近東・アフリカ向けに販売を行う商社として、現在の株式会社太知ホールディングスの前身であります株式会社ベストを1973年11月に、株式会社太知を1974年11月に設立・創立し、その後2004年11月に「株式会社太知ホールディングス」へ事業を移管しております。

当社設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
1973年11月	東京都千代田区に当社前身の1社である株式会社ベストを設立。
1974年11月	東京都千代田区に当社前身の1社である株式会社太知を設立。
1987年6月	パナマにPANAGATE CORPORATION（現 連結子会社）を設立。
2001年10月	エフケーティエラリーシング有限会社（現 株式会社太知ホールディングス）を設立。
2004年11月	有限会社から株式会社へ改組し、株式会社太知ホールディングスを設立。
2004年12月	株式会社ベスト・株式会社太知の事業を株式会社太知ホールディングスへ移管。
2005年1月	アラブ首長国連邦 ドバイ、サウジアラビア リアド、エジプト カイロ、トルコイスタンブールに駐在員事務所を開設。
2005年1月	東京都台東区に国内事業部（家電事業）を開設。
2005年2月	東京都千代田区に有限会社システムックス（現 連結子会社）を設立。
2005年3月	リビア トリポリに駐在員事務所を開設。
2005年7月	イラン テヘランに駐在員事務所を開設。
2006年2月	ヨルダン アンマンに駐在員事務所を開設。
2006年9月	アラブ首長国連邦 ドバイにARCHERY FZE（現 持分法適用会社AMADA MIDDLE EAST FZCO）を設立。
2008年1月	米国 フロリダ州マイアミにTAICHI CORPORATION（現 連結子会社）を設立。
2008年10月	キューバ ハバナに駐在員事務所を開設。
2010年11月	香港にTAICHI（HONG KONG）HOLDINGS LIMITED（現 連結子会社）を設立。
2010年12月	エジプト カイロにNEW BEGINNING COMPANY（現 連結子会社）を設立。
2012年12月	シンガポールにONESALL CORPN PTE LTD.（現 連結子会社）を設立。
2014年4月	南アフリカ ヨハネスブルクに支店を開設。
2015年5月	コロンビア ボコタにTAICHI HOLDINGS S.A.S（現 非連結子会社）を設立。
2015年5月	韓国 ソウルにTAICHI KOREA CO.,LTD（現 連結子会社）を設立。
2015年10月	アラブ首長国連邦 ドバイにTAICHI HOLDINGS MIDDLE EAST FZE（現 連結子会社）を設立。
2016年2月	当社資本金を9,900万円に増資。
2018年6月	メキシコ メキシコシティにTAICHI HOLDINGS S.A DE C.V（現 非連結子会社）を設立。

### 3【事業の内容】

当社グループは、当社株式会社太知ホールディングス、連結子会社8社、関連会社1社及び非連結子会社2社で構成されております。

当社グループは、主に日本製の付加価値の高い様々な商材を、新興国を中心とした海外へ販売し、附随したサービスを提供している「海外事業」と、日本国内向けに家電の企画・製造（海外OEM工場へ生産委託）・販売を行っております「国内事業」があります。

当社グループの事業に関わる位置付け及びセグメントとの関係は次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

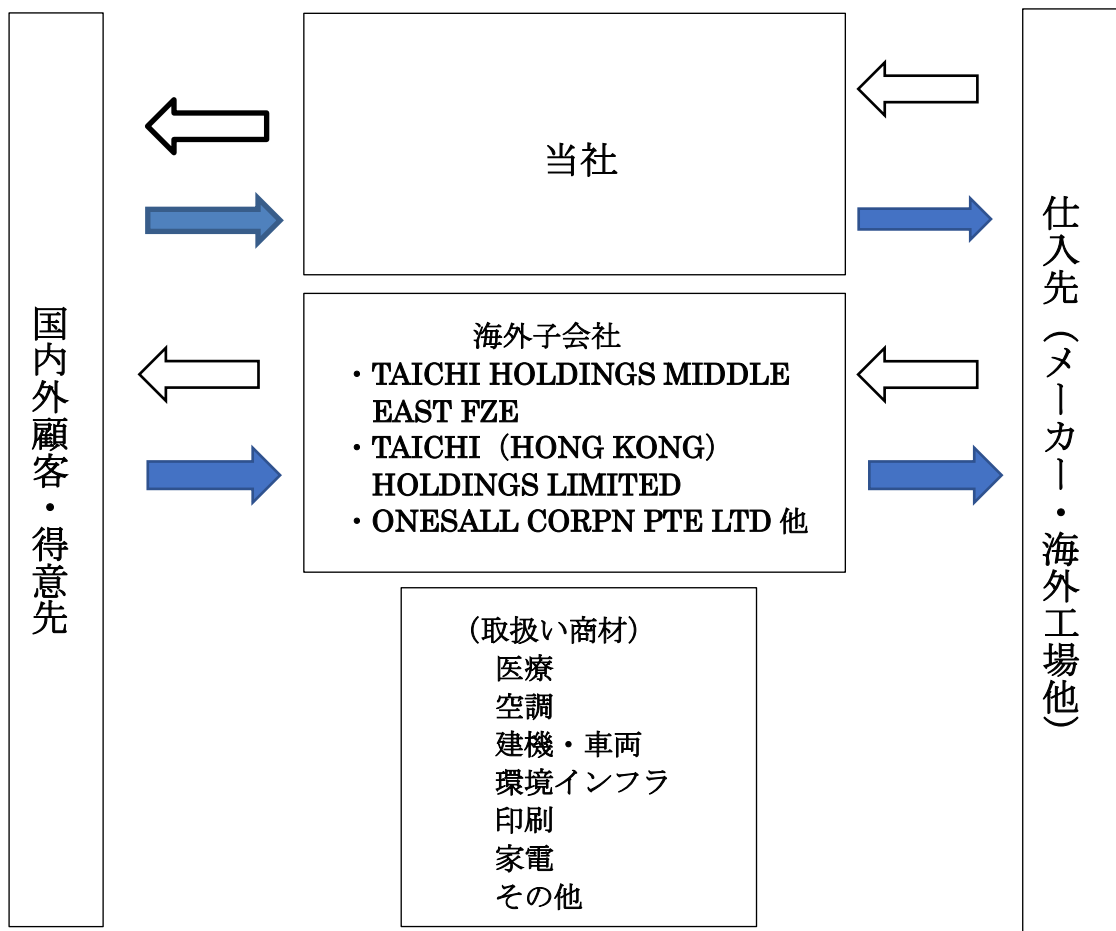
#### ① 海外事業

当社グループの海外事業におきましては、中近東・アフリカ・中南米等地政学的リスクの高い地域に拠点・販売網を有し、主に医療・空調・建機・車両・環境インフラ・印刷等日本の信頼性及び付加価値の高い商品を中心に販売を行っております。また、近年は医療商材を中心に保守・サービス業務の拡充を図っております。

#### ② 国内事業

主に日本国内向けに家電や防災商品の企画・製造（海外OEM工場へ生産委託）・販売を行っております。他社へのOEMとして商品を納入するとともに、自社ブランドANABAS(家電)及びKOBAN(防災)での直接販売や代理店向け販売も行っております。

事業の系統図は次のとおりであります。



※1. ◀▶ は、商品・サービスの流れを表しております。

※2. ▶ は、顧客からのニーズ・要望等を表しております。

#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 有限会社システムックス	東京都千代田区	3百万円	(海外事業) 当社債権の回収代行業務他	100.0	・当社業務を一部受託 ・役員兼務1名
ARCHERY FZE (注) 1、2	UAEドバイ	1,000千AED	(海外事業) 工作機械の販売・保守	100.0	—
TAICHI CORPORATION	米国フロリダ州	50千US\$	(海外事業) 医療機器の販売・保守	100.0	・当社業務を一部受託
TAICHI (HONGKONG) HOLDINGS LIMITED (注) 3	香港	100千HK\$	(海外事業) 空調機器の販売	100.0	・役員兼務2名
NEW BEGINNING COMPANY (注) 2	エジプトカイロ	4,874千LE	(海外事業) レストランの運営	100.0	—
ONESALL CORPN PTE LTD (注) 2、3	シンガポール	300千SG\$	(海外事業) 空調機器の販売	100.0	・役員兼務1名
PANAGATE CORPORATION	パナマ	10千US\$	(海外事業) 医療機器の保守・販売	100.0	・当社業務を一部受託
TAICHI KOREA CO., LTD (注) 2	韓国ソウル	100,000千KRW	(海外事業) 医療機器の販売他	100.0	・役員兼務1名
TAICHI HOLDINGS MIDDLE EAST FZE (注) 2	UAEドバイ	1,000千AED	(海外事業) 医療・空調機器の販売	100.0	・役員兼務1名

- (注) 1. ARCHERY FZEは2019年5月にAMADA MIDDLE EAST FZCOへ商号変更するとともに、株式会社アマダホールディングス社を割当先とする第三者割当増資(4,000千AED)により、当社の連結子会社から持分法適用会社へ異動となっております。
2. 連結子会社のうち特定子会社は、ARCHERY FZE、NEW BEGINNING COMPANY、ONESALL CORPN PTE LTD、TAICHI KOREA CO., LTD、TAICHI HOLDINGS MIDDLE EAST FZEであります。
3. TAICHI (HONGKONG) HOLDINGS LIMITED及びONESALL CORPN PTE LTDについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりません。

主要な損益情報等	TAICHI (HONGKONG) HOLDINGS LIMITED	ONESALL CORPN PTE LTD
① 売上高	2,649百万円	4,802百万円
② 経常利益	159百万円	20百万円
③ 当期純利益	137百万円	20百万円
④ 純資産	903百万円	30百万円
⑤ 総資産	1,170百万円	1,544百万円

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

在

セグメントの名称	従業員数（人）
海外事業	120 [29]
国内事業	18 [6]
全社（共通）	8
合計	146 [35]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（パートタイマー他）は [ ] 内に最近1年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 全社共通は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

### (2) 発行者の状況

2019年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
91 [19]	40.8	11.2	6,696

セグメントの名称	従業員数（人）
海外事業	65 [13]
国内事業	18 [6]
全社（共通）	8
合計	91 [19]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数（パートタイマー他）は [ ] 内に最近1年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 全社共通は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使は円滑に推移しております。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

##### (1) 業績

当連結会計年度における世界経済及び日本経済は、貿易摩擦継続への懸念が強まったことから、製造業の設備投資や個人消費に一層の慎重さが強まり、景気全体として減速傾向にあります。中国及びアメリカにおきましても貿易摩擦の影響などにより輸出入取引高が減少基調にあり、全体として経済指標や景況観につきましては、各地域とも減速傾向にあります。また、当社の主要な販売地域であります中近東・アフリカ・中南米等の新興地域におきましても、アメリカによる一定国への制裁強化や情勢悪化の煽りを受け、先行きの不透明な状況が続き、日本経済におきましても海外需要や設備投資の鈍化を受けて景況観は弱含みとなっております。

このような環境におきまして、当社は、既存顧客との関係強化による拡販活動や、取扱商品の拡充により、前年に引き続き、中南米向けを中心に中近東・アフリカ向けも含めた医療部門全体の売上・収益が当社の業績を牽引いたしました。また、アフリカ地域での経済環境や為替相場等の安定もあり、同地域での車両部門の販売が大きく伸びたことや、国内事業におけるOEM及び自社ブランドの販売が好調に推移したことから、売上高は増加しております。

今後は、潜在力のある新興国マーケット向けの更なる販売拡大や、取扱い商材の拡充等の戦略を徹底することで売上・収益の拡大を図ってまいります。

この結果、連結売上高は212億3千3百万円、前年同期比で26億8千3百万円(14.5%)の増収となりました。利益面につきましては、営業利益は1億6千8百万円、前年同期比1億4千万円(501.9%)の増益、経常利益は1億7千1百万円、前年同期比で3千6百万円(27.1%)の増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は6千5百万円(前年同期は1億1千1百万円の損失)となりました。

##### ・報告セグメントの業績

###### (海外事業)

海外事業においては、中南米向けを中心に中近東・アフリカ向けも含めた医療部門全体の売上・収益が当社の業績を牽引し、売上高は187億2千2百万円(前年同期比10.1%増)となりました。営業利益は0百万円(前年同期比87.0%減)となりました。

###### (国内事業)

国内事業におけるOEM及び自社ブランドの販売が好調に推移したことから、売上高は25億1千1百万円(前年同期比62.4%増)となりました。営業利益は1億6千7百万円(前年同期比692.1%増)となりました。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における連結ベースの現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末と比べ6億1千9百万円減少し、21億8百万円となりました。

###### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、1千2百万円の収入となり、前年同期に比べ2億3千2百万円収入が増加いたしました。

営業活動によるキャッシュ・フローの主な内訳は、税金等調整前当期純利益が1億2千5百万円、売上債権の増加額が3億4千3百万円、たな卸資産の減少額が5億8千6百万円、仕入債務の減少額が5億2千6百万円であります。

###### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、8百万円の支出となり、前年同期に比べ3億5千2百万円支出が減少いたしました。投資活動によるキャッシュ・フローの主な内訳は、固定資産の取得による支出が1千4百万円、関係会社の株式売却による収入が1千3百万円であります。



(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、6億4百万円の支出となり、前年同期に比べ11億3千6百万円支出が増加いたしました。財務活動によるキャッシュ・フローの主な内訳は、短期借入金の純減額が5億5千2百万円、配当金の支払額が5千2百万円であります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループでは生産活動は行っていないため、該当事項はありません。

### (2) 受注状況

当社グループは受注から販売・役務提供まで期間が短いため、受注実績の記載を省略しております。

### (3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高 (百万円)	前年同期比 (%)
海外事業	18,722	10.1
国内事業	2,511	62.4
合計	21,233	14.5

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高 (百万円)	割合 (%)	販売高 (百万円)	割合 (%)
ABOU GHALY MOTORS (エジプト)	1,017	5.5	4,113	19.4

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

#### ① グループ連結経営の強化

当社は、日本、米州、アジア、中東、アフリカの各地域に子会社や拠点を有しており、本社機能を有する太知ホールディングスは、事業会社としての役割とともに、今後はより一層子会社群に対するグループ経営管理機能を発揮して、連結経営を強化していきます。

その際、販売地域や拠点におけるカントリーリスク及び地政学的リスクに鑑み、国内事業の販売強化を進めていくこともリスクへの対応策の一つとして取り組むべき課題としております。

#### ② パートナーとの新市場開拓

中東、アフリカ、中南米市場に特に蓄積したリソースを有する当社は、既存市場で協業を推し進めてきた日本メーカーや現地代理店といったパートナーとともに、更に成長が期待される新市場に果敢にチャレンジしていきます。

#### ③ 真のグローバル人財の育成

当社では地域のプロ、製品のプロを育成すべく、長期間の海外駐在を通じてグローバル・プロフェッショナルな人財を有しております。今後もそのスピリットを引き継ぎ、パートナーから評価される人財を育成していきます。

#### ④ 安定したステークホルダーへの還元

会社内外のステークホルダーに対して、バランスのとれた還元を心掛けてまいります。特に株主に対しては長期に安定した株主還元を行うことを目指します。

#### 4【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財政状態に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす事項には以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社グループが判断したものであります。

##### ① 販売地域や拠点におけるカントリーリスク及び地政学的リスク

当社グループは、中近東・アフリカ・中南米等地政学的リスクのある地域を中心に拠点・販売先を有しております。その地域においては、政治・経済・金融・法令・情勢（含む 戦争・テロ）等において不安定であり、地政学的リスクが先進国に比べて高く、2018年3月期に6,657百万円であった中近東向け売上が翌2019年3月期に5,614百万円（前年同期比15.6%減）へ減少し、逆に、アフリカ向けの売上が同期間において1,907百万円から5,317百万円（前年同期比178.8%増）へと増加するなど、情勢等の変化の影響を受け、販売の低迷や回復が短期間のうちに発生しております。

また、それに伴い、顧客へ販売する製品及びサービスの比率も変化し、当社グループ海外事業の利益率も変動することになります。併せて、情勢等の影響を受け、債権の未回収・貸倒損失発生等も起こり得ることから、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼすリスクがあります。

##### ② 仕入先の商圏喪失リスク

当社の中核事業である医療・空調・車両事業等においては、一定の仕入先からの商材が占めており、仕入先の経営環境や販売方針の転換による商圏の喪失により、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼすリスクがあります。

##### ③ 自然災害リスク

大きな自然災害が発生した場合、商品の調達・流通・販売において支障をきたし、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼすリスクがあります。

##### ④ 競合リスク

近年の中国等のアジアの商材の台頭（価格競争力・技術力等）により、当社が主に取り扱っております日本商材の競争力の低下や、当社の取り扱っているメーカーの同業他社の技術革新に伴い、当社の商材の競争力低下による販売低迷等により、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼすリスクがあります。

##### ⑤ 人材に関するリスク

人材の流失もしくは、意欲的な人材が採用・育成ができなかった場合には、様々なビジネス・チャンスを逸するリスクがあります。

##### ⑥ 為替リスク

当社グループは、輸出入取引事業であり、外貨建の取引において、為替予約等のリスクヘッジにより為替リスクの軽減に努めているものの、総じて為替変動リスクに晒されております。また、当社の海外事業に対する投資については、為替の変動により、為替換算調整勘定を通じて株主資本が増減するリスク、期間損益の円貨換算額が増減するリスクが存在します。これらの為替変動リスクは、将来の当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

##### ⑦ 製造物責任に関するリスク

当社国内事業につきましては、製造機能を海外OEM工場に委託し、日本国内向け家電の企画・製造・販売を行っております。製品の製造につきましては、検査や工程管理を徹底することで一定の品質向上に努めております。ただし、想定していない製品の不良等による製造物責任に関する問題が発生し、将来の当社グループの経営成績や財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## ⑧ コンプライアンスに関するリスク

当社グループは、国内外に多くの拠点をもち、あらゆる産業を事業領域としてビジネス展開をしていることから、関連する法令・規制は多岐にわたっております。具体的には日本の会社法、税法、金融商品取引法、独占禁止法、贈収賄関連諸法、貿易関連諸法や各種業法を遵守する必要があり、また海外で事業を展開する上では、それぞれの国・地域での法令・規則に従う必要があります。

当社はコンプライアンス委員会を設け、そこで連結ベースでの法令・規制遵守の管理・監督を行っております。その指揮・監督の下、各営業部及びコーポレートスタッフ部門において、各グループ・部門におけるコンプライアンス委員が、固有のコンプライアンス施策の立案・実施をするなど、コンプライアンス意識を高めることに努めております。

しかしながら、このような施策を講じてもコンプライアンス上のリスクは完全に回避できない可能性があり、関連する法令・規制等の義務を実行できない場合には、将来の当社グループの経営成績や財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## ⑨ 担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場予定です。当該市場は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの J-Adviser と、株式上場の適格性審査及び上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser 契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公開日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、または J-Adviser 契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 カ月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方の対する 1 か月前以上の書面による通知をおこなうことにより、いつでも J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社により上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

### <J-Adviser 契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 113 条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規申請者の義務を履行すること

### <J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下、「甲」とします。）において下記の事象が発生した場合には、宝印刷株式会社（以下、「乙」とします。）から催告なしで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

## ① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後 1 年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2 年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」と

いう。)第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)までに定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

## ② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

## ③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

- 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
- (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合  
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
- (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合  
当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
- (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
- (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
- (a) TOKYO PRO Market の上場株券等
- (b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（前項第 2 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
- 甲が提出の義務を有する発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
- 次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
  - 甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
  - 甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
  - 甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬ 指定振替機関における取扱い
  - 甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑭ 株主の権利の不当な制限
  - 甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。
    - a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
    - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
    - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
    - d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限の種類株式への変更に係る決議又は決定。
    - e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
    - f 議決権の比率が 300% を超える第三者割当に係る決議又は決定。
    - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑮ 全部取得
  - 甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑯ 反社会的勢力の関与
  - 甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑰ その他
  - 前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、または、その他本契約違反を犯した場合、

その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

② 前項の定めに関わらず、甲及び乙には、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手先に対し、1カ月前に書面を通知することにより本契約を解除することができる。

③ 本契約を解除する場合、特段の事情がない限り、乙はあらかじめ本契約を解除する旨を東証に通知する。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本発行者情報公表時点において、J-Adviser 契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

## 5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6【研究開発活動】

当社グループは、家電事業（セグメントは国内事業）を中心に研究開発活動を行っております。当社グループの当連結会計年度における研究開発費の総額は19百万円であります。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社グループが判断したものであります。

### （1）重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

### （2）財政状態の分析

#### （資産）

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末と比べ11億4千5百万円減少し、99億9千7百万円となりました。流動資産は8億1千3百万円減少し、73億1千4百万円となりました。これは主に現金及び預金が6億1千9百万円減少し、受取手形及び売掛金が3億3千3百万円増加、商品が6億2千3百万円減少したことによるものであります。

#### （負債）

負債合計は、前連結会計年度末と比べ9億9千1百万円減少し、37億1百万円となりました。流動負債は9億4千3百万円減少し、26億3千5百万円となりました。これは主に支払手形及び買掛金が5億6千9百万円減少し、短期借入金が5億6千5百万円減少したことによるものであります。

#### （純資産）

純資産合計は前連結会計年度末に比べ1億5千3百万円減少し、62億9千5百万円となりました。これは主に、その他有価証券評価差額金等のその他の包括利益累計額が1億6千6百万円減少したことによるものであります。



(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因としては、海外事業の顧客や拠点につきましては、地政学的リスクが高い地域に有しており、現地の政治・経済状況や治安状況に大きく左右されることでもあります。

また、海外事業の取扱っている商品は、日本製を中心とした信頼性及び付加価値の高い商材が中心であり、アジア製品等の技術革新等による競争の影響も受けることもあります。

(5) 資金の財源及び資金の流動性についての分析「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは地政学的リスクの高い地域に顧客や拠点を有していることから、様々な政治・経済もしくは治安情勢等の影響を受けるビジネス環境下にあります。そのため、経営活動において様々なリスクを十分勘案する必要があり、その中でも特に債権回収や在庫管理等の債権管理を徹底し、自己資本比率等の財務の健全性を維持し、安全性と成長性のバランスを図りながら、ビジネス拡大と安定した株主還元を努める所存であります。

また、月次での予算と実績の分析管理や、中長期計画の定期的な策定や戦略見直し等を実施することで、経営管理を強化していく所存であります。

(7) 運転資本

上場予定日(2019年11月27日)から12か月間の当社の運転資本は、自己資本により十分に確保されております。

## 第4【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、重要な設備投資は実施していません。

### 2【主要な設備の状況】

#### (1) 発行者

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置及 び運搬具 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (東京都千代田区)	海外事業	本社機能	34	0	0	35	38
国内事業部 (東京都台東区)	国内事業	事務所他	3	—	—	3	18 (6)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
3. 帳簿価額のうち、「その他」は、工具、器具及び備品及び無形固定資産の合計額であります。  
4. 建物及び土地の一部を賃借しております。年間賃借料は49百万円であります。

#### (2) 在外子会社

重要な設備等は有していません。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等はありません。

#### (2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除去等はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2019年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2019年10月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	40,000,000	29,480,000	10,520	10,520,000	非上場	単元株式数 100株
計	40,000,000	29,480,000	10,520	10,520,000	—	—

- (注) 1. 2019年10月4日開催の臨時株主総会決議により定款の一部変更を行い、発行可能株式総数は2019年10月4日付で20,000,000株増加し、40,000,000株となっております。
2. 2019年8月19日開催の取締役会決議により、2019年9月18日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これにより発行数は10,509,480株増加し、10,520,000株となっております。
3. 2019年10月4日開催の臨時株主総会決議により定款の一部の変更が行われ、2019年10月4日付で100株を1単元とする単元株制度を導入しております。
4. 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式450,000株が含まれております。

## (2) 【新株予約権等の状況】

### 新株予約権

2013年6月27日の定時株主総会決議及び、2013年7月29日の取締役会決議に基づいて発行した会社法に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

区分	最近事業年度末現在 (2019年3月31日)	公表日の前月末現在 (2019年9月30日)
新株予約権の数(個)	450	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	450(注)1	450,000(注)5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	240,000(注)3	240(注)3 (注)5
新株予約権の行使期間	2015年7月30日 ～2023年7月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 240,000 資本組入額 120,000	発行価格 240 資本組入額 120 (注)5
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約券の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	(注)4	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

#### 2 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、嘱託社員及び契約社員の地位にあることを要するものとする。
  - ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
  - ③ 新株予約権者は権利行使期間の制約に加え、権利行使開始日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。
- 3 新株予約権の行使時の払込金額新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たり出資金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

#### ① 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債も含む)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く)する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

- ③ 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。
- 4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- ① 合併(当社が消滅する場合に限る)合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
  - ② 吸収合併吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
  - ③ 新設分割新設分割により設立する株式会社
  - ④ 株式交換株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
  - ⑤ 株式移転株式移転により設立する株式会社
- 5 2019年8月19日開催の取締役会により、2019年9月18日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増 減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年9月18日	10,509,480	10,520,000	—	99	—	93

(注) 株式分割(1:1,000)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2019年10月24日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融 機関	金融商 品取引 業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人 以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	35	36	—
所有株式 数 (単元)	—	—	—	15,500	—	—	89,700	105,200	—
所有株式 数の割合 (%)	—	—	—	14.73	—	—	85.27	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

「第四部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです

## (8) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

2019年10月24日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 10,520,000	105,200	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	10,520,000	—	—
総株主の議決権	—	105,200	—

- (注) 1. 2019年8月19日開催の取締役会決議により、2019年9月18日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより発行済株式数10,509,480株増加し10,520,000株となっております。
2. 2019年10月4日開催の臨時株主総会決議により定款の一部の変更が行われ、2019年10月4日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

### ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

#### (9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。  
当該制度は、会社法に基づき当社及び完全子会社の従業員に対して、ストック・オプションである新株予約権を発行することを、2013年6月27日の定時株主総会及び、2013年7月29日の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	2013年6月27日（定時株主総会決議） 及び2013年7月29日（取締役会決議）
付与対象者の区分及び人数	・当社取締役 2名 ・当社及び完全子会社の従業員 20名
新株予約権の目的となる株式の種類	前記（2）【新株予約権等の状況】に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

#### 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

##### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

##### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

##### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。



### 3 【配当政策】

当社グループは、株主への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら、業績と財政状態並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し株主還元を実施することを基本方針としております。当社グループの剰余金の配当は、期末配当の年1回配当を基本的な方針としております。また、配当の決定機関につきまして、期末配当は定時株主総会であります。なお、当社は定款におきまして、取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定めております。

当事業年度の剰余金の配当は、普通株式1株につき金3,000円に、当事業年度の業績や財務状況、今後の経営環境等を総合的に勘案いたしまして、1,000円の特別配当を加えて合計1株につき4,000円としております。

内部留保資金につきましては、財務体質の充実・強化を図りながら、長期安定的な経営基盤の確立に向けた商品力・サービスの向上と仕入・販売体制の整備等に活用して参ります。

(注) 基準日が第15期事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年6月27日 定時株主総会決議	42	4,000

### 4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

## 5【役員の状況】

男性4名 女性一名（役員のうち女性の比率一％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (千株)
代表取締役	—	川村修三	1951年 2月7日	1975年4月 1976年11月 2000年5月 2004年1月	山一証券株式会社 入社 株式会社ベスト 入社 株式会社太知 代表取締役就任 当社入社・当社代表取締役就任（現任）	(注) 2	(注) 1	1,540
取締役	—	田中景介	1957年 2月23日	1980年3月 2004年11月 2011年11月 2014年2月 2017年6月	株式会社太知 入社 当社 入社当社 執行役員就任 有限会社システムックス 取締役（現任） 当社 取締役就任（現任）	(注) 2	(注) 1	113
取締役	—	遠藤隆啓	1958年11 月13日	1981年3月 2004年11月 2006年6月 2011年11月 2019年6月	株式会社ベスト 入社 当社 入社 ONESALL CORPN PTE LTD代 表取締役就任（現任） 当社 執行役員就任（現 任） 当社 取締役就任（現任）	(注) 2	(注) 1	171
常勤監査役	—	白石俊夫	1951年 3月28日	1974年4月 1984年2月 1997年3月 2001年11月 2007年3月 2013年1月 2014年6月	国分株式会社 入社 株式会社東秀 入社 同社 取締役 総務兼人 事部長就任 東京デリカフーズ株式会 社 入社 デリカフーズ株式会社常 勤監査役就任 当社 入社 当社 常勤監査役就任 （現任）	(注) 3	(注) 1	—
計								1,824

(注) 1. 2019年3月期における役員報酬の総額は98百万円を支給しております。

2. 取締役の任期は、2019年10月4日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

3. 監査役の任期は、2019年10月4日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

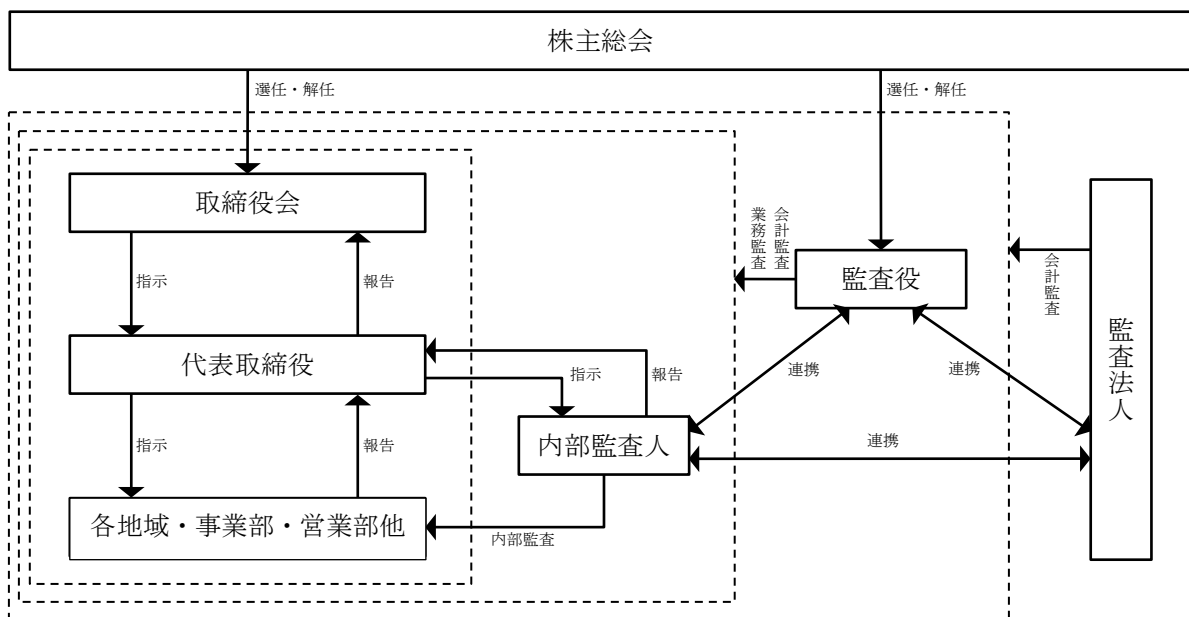
### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業経営の重要事項と位置付け、適正な体制・管理プロセスを整えることで、「不正が発生するリスクの評価と防止のための構築した管理プロセス」の確立を図っております。株主をはじめ多様なステークスホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たしながら事業活動を行うことが長期的な業績向上や持続的な成長の目的達成に最も重要な課題の一つとして考えております。コーポレート・ガバナンスの機能を充実させ、透明性と公共性の高い経営を確立することは当社の重要な基本的責務であります。この為、当社は取締役会を中心とした経営監督・監視機能を強化し、内部統制・リスク管理等の問題を対処するため、コーポレート・ガバナンス体制を整備・構築することで、持続的発展を第一義に考えた事業運営を行うこととしております。

#### ② 会社の機関の内容

当社は、透明性と公共性の高い経営を確立するために、現状及び今後のコーポレート・ガバナンス体制を採用しており、その概要は以下のとおりであります。



#### イ. 取締役会

当社取締役会は、3名の取締役で構成されております。

取締役は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役規程その他の当社規程等の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会（含む経営会議）に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

#### ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。

監査役は監査役規程に基づき、取締役会の業務執行状況を適切に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

#### ハ. 会計監査

当社は、仰星監査法人と監査契約を締結しており、会計監査を受けております。業務を執行した公認会計士は南成人氏及び岩淵誠氏であり、いずれも継続監査年数7年以内であります。また、当社の会計監査業務に従事した補助者は、公認会計士14名、その他10名であります。なお、同監査法人及び同監査法人に従事する業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

#### ③ 内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査につきましては、社長直轄として内部監査人1名で運営しております。内部監査人は、内部監査規程に基づき、毎期監査計画を策定し、その監査計画に従って、業務監査及び会計監査を実施するとともに業務の改善に向け具体的な助言・勧告を行っております。

監査役（常勤監査役1名）は、取締役会等重要な会議への出席、稟議書等重要な文書の閲覧、必要に応じて取締役及び使用人に対して事業に関する報告を求めること等を通じて、取締役会の重要な意思決定のプロセスや業務執行状況の把握に努め、取締役の職務執行の適法性を監視しております。また、内部監査人、監査役及び会計監査人は、定期的に各々の監査計画や監査結果等に関して適宜情報交換を行い、連携を深めることで、効率的な監査を実施するよう努めております。

#### ④ リスク管理体制の整備の状況

当社では、リスクの発生をできる限り防止するために、重要事項についての適法性等に関しては弁護士等の複数の専門家から法令上や経営判断上必要なアドバイスを受ける体制をとっております。

#### ⑤ 内部統制システムの整備と状況

当社は職務権限規程他関連諸規程の遵守により、意思決定の権限を明確にし、業務を合理的に区分することで内部の牽制が適切に機能するように努めております。さらには、企業の成長と存続を維持していくためには、すべての役職員や使用人が法令遵守のもと、公正で高い倫理観をもって行動することが必要不可欠であるとの観点から、研修会・勉強会を通じてコンプライアンスの啓発・指導に力を注いでおります。

#### ⑥ 役員報酬の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	91	73	18	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	7	6	1	—	1
社外役員	—	—	—	—	—
計	98	79	19	—	5

- (注) 1. 上記の取締役の報酬等には、使用人兼務役員の使用人給与分は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬及び監査役の報酬の限度額は2014年6月27日開催の定時株主総会決議において年額200百万円以内（ただし使用人分給与は含まない。）と決議しております。

ロ. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別の役員ごとの報酬開示を省略しております。

ハ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の額またはその算定方法に関する決定方針

当社は役員報酬等の決定に関して、役位、職責、業績への貢献度等を総合的に勘案し、一般的な水準を考慮に入れながら、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内で取締役会の決議により支給額を決定しております。

⑦ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同様の条件に照らし合わせるよう決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用をおこなうことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築いたします。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役の定数は10名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役会の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を保有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う及び累積投票によらないものとする旨の定款を定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨の定款を定めております。

⑫ 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行するため、会社法165条2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑬ 株式の保有状況

イ. 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とし保有するものを純投資目的の投資株式とし、それ以外のものを純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。なお、純投資目的の投資株式は原則として保有しない方針です。

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

安定的な取引関係の維持と強化を図ることが当社の持続的成長に基づく企業価値の向上に資すると認められる相手先について、事業戦略上の重要性を鑑み、必要に応じて当該相手先の株式を保有することがあります。保有の合理性が認められないと判断したものは順次売却等も検討いたします。

取締役会において、少なくとも毎年1回、個別の株式について取引関係の維持強化と当該株式の保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを勘案した上で、中長期的な経済合理性を検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（百万円）
非上場株式	1	19
非上場株式以外の株式	2	2,242

（最近事業年度において株式数が増加した銘柄）  
該当事項はありません。

（最近事業年度において株式数が減少した銘柄）  
該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	最近事業年度	最近事業年度の 前事業年度	保有目的、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額（百万円）	貸借対照表計上額（百万円）		
株式会社富士通ゼネラル	1,100,000	1,100,000	取引先との関係維持及び強化	無
	1,722	2,093		
朝日インテック株式会社	100,000	100,000	取引先との関係維持及び強化	無
	520	421		

（注）1 貸借対照表計上額が資本金の100分の1以下のものも含め、全ての特定投資株式を記載しております。

2 定量的な保有効果については記載が困難であります。毎年1回取締役会において、保有する全ての政策保有株式の保有目的や経済的合理性等を具体的に精査及び保有の適否を検証しており、保有目的に合致しないものは売却する方針であります。

みなし保有株式

該当事項はありません。

- d. 保有目的が純投資目的である投資株式  
該当事項はありません。
- e. 最近事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの  
該当事項はありません。
- f. 最近事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの  
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
発行者	13	—
連結子会社	—	—
計	13	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

事業規模や監査範囲等を勘案して、監査報酬を決定しております。

## 第6【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の連結財務諸表について、仰星監査法人により監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、運用できる体制を整備するため、監査法人及び各種団体の主催する研修へ参加するなど、連結財務諸表等の適正を確保するための特段と取組みを行っております。



【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 3,090	※2 2,471
受取手形及び売掛金	2,441	2,774
商品	2,244	1,621
その他	372	481
貸倒引当金	△21	△35
流動資産合計	8,127	7,314
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	108	108
減価償却累計額	△38	△43
建物及び構築物（純額）	69	64
機械装置及び運搬具	101	100
減価償却累計額	△84	△87
機械装置及び運搬具（純額）	16	13
土地	15	15
その他	41	46
減価償却累計額	△30	△28
その他（純額）	11	17
有形固定資産合計	113	111
無形固定資産		
その他	2	1
無形固定資産合計	2	1
投資その他の資産		
投資有価証券	※1、2 2,598	※1、2 2,267
その他	※2 300	※2 302
貸倒引当金	—	△0
投資その他の資産合計	2,899	2,569
固定資産合計	3,015	2,682
資産合計	11,142	9,997

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,268	1,698
短期借入金	565	—
未払法人税等	8	6
賞与引当金	40	38
前受金	566	578
その他	130	313
流動負債合計	3,579	2,635
固定負債		
繰延税金負債	748	681
退職給付に係る負債	129	129
役員退職慰労引当金	185	204
資産除去債務	50	51
固定負債合計	1,113	1,066
負債合計	4,693	3,701
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	99	99
資本剰余金	93	93
利益剰余金	4,986	4,999
株主資本合計	5,178	5,191
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,365	1,192
為替換算調整勘定	△94	△88
繰延ヘッジ損益	△0	—
その他の包括利益累計額合計	1,270	1,103
純資産合計	6,449	6,295
負債純資産合計	11,142	9,997

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	18,550	21,233
売上原価	16,275	18,752
売上総利益	2,275	2,481
販売費及び一般管理費	※1、2 2,247	※1、2 2,313
営業利益	27	168
営業外収益		
受取利息	0	2
受取配当金	26	29
受取保険金	—	37
為替差益	—	37
雑収入	172	29
営業外収益合計	199	137
営業外費用		
支払利息	31	36
為替差損	6	—
持分法による投資損失	4	45
雑損失	50	53
営業外費用合計	93	134
経常利益	134	171
特別損失		
投資有価証券評価損	84	—
関係会社株式売却損	43	45
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	6	—
特別損失合計	134	45
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△0	125
法人税、住民税及び事業税	39	28
法人税等調整額	71	32
法人税等合計	111	60
当期純利益又は当期純損失(△)	△111	65
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△111	65

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	△111	65
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△111	△173
繰延ヘッジ損益	△0	0
為替換算調整勘定	△34	△26
持分法適用会社に対する持分相当額	40	32
その他の包括利益合計	※ △105	※ △166
包括利益	△217	△101
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△217	△101

① 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	99	93	5,150	5,343
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	△52	△52
親会社株主に 帰属する当期 純損失(△)	—	—	△111	△111
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△164	△164
当期末残高	99	93	4,986	5,178

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	為替換算調 整勘定	繰延ヘッジ 損益	その他の包 括利益累計 額合計	
当期首残高	1,477	△101	—	1,376	6,719
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△52
親会社株主に 帰属する当期 純損失(△)	—	—	—	—	△111
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	△111	6	△0	△105	△105
当期変動額合計	△111	6	△0	△105	△270
当期末残高	1,365	△94	△0	1,270	6,449

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	99	93	4,986	5,178
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	△52	△52
親会社株主に 帰属する当期 純利益	—	—	65	65
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	12	12
当期末残高	99	93	4,999	5,191

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	為替換算調 整勘定	繰延ヘッジ 損益	その他の包 括利益累計 額合計	
当期首残高	1,365	△94	△0	1,270	6,449
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△52
親会社株主に 帰属する当期 純利益	—	—	—	—	65
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	△173	6	0	△166	△166
当期変動額合計	△173	6	0	△166	△153
当期末残高	1,192	△88	—	1,103	6,295

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前 当期純損失(△)	△0	125
減価償却費	21	15
役員退職慰労引当金の増減(△は減少)	18	18
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	14	△0
賞与引当金の増減額(△は減少)	0	△2
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△23	14
受取利息及び受取配当金	△27	△32
支払利息	31	36
持分法による投資損益(△は益)	4	45
投資有価証券評価損	84	—
関係会社株式売却損	43	45
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	6	—
売上債権の増減額(△は増加)	665	△343
たな卸資産の増減額(△は増加)	△148	586
仕入債務の増減額(△は減少)	△867	△526
未収消費税等の増減額(△は増加)	△43	△38
未払金の増減額(△は減少)	67	9
その他	1	96
小計	△150	49
利息及び配当金の受取額	26	25
利息の支払額	△30	△32
法人税等の還付額	8	4
法人税等の支払額	△73	△33
営業活動によるキャッシュ・フロー	△219	12
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
関係会社株式の売却による収入	18	13
固定資産の取得による支出	△13	△14
保険積立金の積立による支出	△62	△9
定期預金の預入による支出	△300	△0
その他	△3	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△360	△8
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(△は減少)	584	△552
配当金の支払額	△52	△52
財務活動によるキャッシュ・フロー	532	△604
現金及び現金同等物に係る換算差額	15	△19
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△32	△619
現金及び現金同等物の期首残高	2,759	2,727
現金及び現金同等物の期末残高	※ 2,727	※ 2,108

## 【注記事項】

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 9社

主要な連結子会社の名称

- ・ TAICHI HOLDINGS MIDDLE EAST FZE
- ・ TAICHI (HONGKONG) HOLDINGS LIMITED
- ・ ONESALL CORPN PTE LTD

#### (2) 非連結子会社の数及び主要な非連結子会社の名称等

非連結子会社の数 2社

主要な非連結子会社の名称

- ・ TAICHI HOLDINGS S. A. S
- ・ TAICHI HOLDINGS S. A DE C. V

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上、当期純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

該当事項はありません。

(減少) 当連結会計年度において減少した1社 売却によるもの

- ・ FG EUROPE KLIMA TEKNOLOJILERI SANAYI VE TICARET ANONIM SIRKETI A. S.

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社の数及び名称

持分法を適用しない非連結子会社の数 2社

持分法を適用しない非連結子会社の名称

- ・ TAICHI HOLDINGS S. A. S
- ・ TAICHI HOLDINGS S. A DE C. V

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ARCHERY FZE、TAICHI CORPORATION、TAICHI (HONGKONG) HOLDINGS LIMITED、NEW BEGINNING COMPANY、ONESALL CORPN PTE LTD、PANAGATE CORPORATION、TAICHI KOREA CO., LTD、TAICHI HOLDINGS MIDDLE EAST FZE の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を利用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。



#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ 有価証券

###### その他有価証券

###### 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

###### 時価のないもの

###### 移動平均法による原価法

###### ロ デリバティブ

###### 時価法

###### ハ たな卸資産

###### 商品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。在外子会社は主に定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～47年
車両運搬具	3～6年
工具、器具及び備品	2～8年

###### ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）社内における利用可能期間（5年）による定額法

###### ハ リース資産

###### 所有権移転ファイナンス・リースに係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

ハ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引

ヘッジ対象……外貨建金銭債権及び外貨建金銭債務

ハ ヘッジ方針

為替予約は、通常の取引の範囲内で、外貨建金銭債権債務等に係る将来の為替レート変動リスクを回避する目的で包括的な為替予約取引を行っております。為替予約取引は、通常の外貨建金銭取引に係る取引実績等を踏まえ、必要な範囲で実施しております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、取引時に重要な条件の同一性を確認しているため、有効性の評価を省略しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ロ 連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2018 年 3 月 30 日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2018 年 3 月 30 日)

(2) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の 5 つのステップを適用し認識されます。

ステップ 1 : 顧客との契約を識別する。

ステップ 2 : 契約における履行義務を識別する。

ステップ 3 : 取引価格を算定する。

ステップ 4 : 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ 5 : 履行義務を充足した場合に又は充足するにつれて収益を認識する。

(3) 適用予定日

2022 年 3 月期の期首より適用予定であります。

(4) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については現時点では評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第 28 号 2018 年 2 月 16 日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産に区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更いたしました。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」24 百万円は、「固定負債」の「繰延税金負債」748 百万円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第 3 項から第 5 項に定める「税効果会計基準」注解(注 8)(評価性引当金の合計額を抜く。)及び注解(注 9)に記載された内容を追加しております。

ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第 7 項に定める経過的取り扱いに従って記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

※1 投資有価証券のうち、非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
	百万円	百万円
投資有価証券(株式)	64	5

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
	百万円	百万円
現金及び預金	363	363
投資有価証券	421	520
投資その他の資産その他	22	22
計	806	905

上記資産は、当座貸越契約(極度額800百万円)の担保として設定しております。  
なお、期末現在当座貸越残高はありません。

3 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
	百万円	百万円
当座貸越極度額及び 貸出コミットメント総額	800	800
借入実行残高	—	—
差引額	800	800

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	百万円	百万円
給与手当	592	600
賞与及び賞与引当金繰入額	179	171
貸倒引当金繰入額	—	14
退職給付費用	13	13
役員退職慰労引当金繰入額	18	18
旅費交通費	346	327

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
一般管理費	12百万円	19百万円

## (連結包括利益計算書関係)

## ※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△136百万円	△272百万円
組替調整額	—	—
税効果調整前	△136	△272
税効果額	25	98
その他有価証券評価差額金	△111	△173
為替換算調整勘定		
当期発生額	△34	△26
組替調整額	—	—
税効果調整前	△34	△26
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△34	△26
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	△0	0
組替調整額	—	—
税効果調整前	△0	0
税効果額	—	—
繰延ヘッジ損益	△0	0
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	△8	△13
組替調整額	49	46
持分法適用会社に対する持分相当額	40	32
その他の包括利益合計	△105	△166

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首	増加	減少	当連結会計年度 末
普通株式(株)	10,520	—	—	10,520

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年6月29日 定時株主総会	普通株式	52	5,000	2017年3月31日	2017年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	52	利益剰余金	5,000	2018年3月31日	2018年6月29日

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首	増加	減少	当連結会計年度 末
普通株式（株）	10,520	—	—	10,520

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月28日 定時株主総会	普通株式	52	5,000	2018年3月31日	2018年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	42	利益剰余金	4,000	2019年3月31日	2019年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金勘定	3,090百万円	2,471百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△363	△363
現金及び現金同等物	2,727	2,108

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産もしくは預金等に限定し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、為替の変動リスクをヘッジする目的のみに利用する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金等の営業債権は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクについては、当社グループにおける与信管理等を定めた社内規程に従い、取引ごとの期日管理及び残高管理を行うことにより、当該リスクの低減を図っております。

また、グローバルに事業を展開していることから、外貨建債権・債務を保有しており、為替変動リスクに晒されております。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的にその時価を把握し、取締役会に報告することとしております。

支払手形及び買掛金並びに未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金については変動金利であるため、金利変動リスクに晒されておりますが、短期決済であり、当該リスクは限定的であります。

デリバティブ取引については、現状先物為替予約のみ取扱っております。またその目的は、実需の外貨建債権・債務のヘッジに限定しております。当社のデリバティブ業務に関するリスク管理については、管理本部内の経理・財務担当者による相互牽制及びチェックにより行われております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。



2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

前連結会計年度（2018年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	3,090	3,090	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,441	2,441	—
(3) 投資有価証券	2,514	2,514	—
資産計	8,046	8,046	—
(1) 支払手形及び買掛金	2,268	2,268	—
(2) 短期借入金	565	565	—
(3) 未払法人税等	8	8	—
負債計	2,841	2,841	—

当連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	2,471	2,471	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,774	2,774	—
(3) 投資有価証券	2,242	2,242	—
資産計	7,488	7,488	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,698	1,698	—
(2) 短期借入金	—	—	—
(3) 未払法人税等	6	6	—
負債計	1,705	1,705	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期決済であるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

## 負債

### (1) 支払手形及び買掛金、(2)短期借入金並びに(3)未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価格と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

### 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
非上場株式	83	24

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

### 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2018年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,090	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,441	—	—	—
合計	5,532	—	—	—

当連結会計年度 (2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	2,471	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,774	—	—	—
合計	5,246	—	—	—

### 4. 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2018年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	565	—	—	—	—	—
合計	565	—	—	—	—	—

当連結会計年度 (2019年3月31日)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2018年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	2,514	419	2,095
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
合計		2,514	419	2,095

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 19 百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度 (2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	2,242	419	1,822
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
合計		2,242	419	1,822

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 19 百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券の株式について、前連結会計年度において 84 百万円減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度 (2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2019年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度

ヘッジ会計の方法	デリバティブの取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	18	—	18
合計			18	—	18

(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

当連結会計年度

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループの退職給付制度は、社内規程に基づき、退職時までの勤続年数や給与等に基づき算定された退職金を支払うこととなっております。また、退職給付制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を算出しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	118百万円	129百万円
退職給付費用	13	13
退職給付の支払額	△2	△14
退職給付債務の期末残高	129	129

(注) 当社は、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しております。

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	129百万円	129百万円
連結貸借対照表に計上された負債 と資産の純額	129	129
退職給付に係る負債	129	129
連結貸借対照表に計上された負債 と資産の純額	129	129

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 13 百万円 当連結会計年度 13 百万円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2013年ストック・オプション
決議年月日	2013年7月29日
付与対象者の区分及び人数	当社及び完全子会社の従業員24名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1、2	465,000株
付与日	2013年9月30日
権利確定条件	当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、嘱託社員及び契約社員の地位にあること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2015年7月30日～2023年7月29日

(注) 1. 退職者等により、当社の従業員2名15,000株の権利が喪失しております。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、2019年9月18日付で株式分割(普通株式1株につき1,000株の割合)による株式分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	2013年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	450,000
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	450,000

(注) 2019年9月18日付で株式分割(普通株式1株につき1,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2013年ストック・オプション	
権利行使価格	(円)	240
行使時平均株価	(円)	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—

(注) 2019年9月18日付で株式分割(普通株式1株につき1,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積り方法は、類似会社比較法によっております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込価額以下のため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	76百万円
(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一百万円

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金 (注) 2	76百万円	171百万円
退職給付に係る負債	38	36
役員退職慰労引当金	64	70
投資有価証券評価損	29	29
賞与引当金	14	13
資産除去債務	17	17
その他	10	21
繰延税金資産小計	251	360
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金 (注) 2	—	△171
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引 当金	—	△189
評価性引当金小計 (注) 1	△226	△360
繰延税金資産合計	24	—

## 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△729	△630
その他	△43	△50
繰延税金負債合計	△772	△681
繰延税金資産純額	△748	△681

(注) 1. 評価性引当金が 134 百万円増加しております。この増加の主な内容は、当社及び国内子会社において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当金を 94 百万円追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別金額  
当連結会計年度 (2019年3月31日)

(単位：百万円)

	1年 以内	1年超 2年 以内	2年超 3年 以内	3年超 4年 以内	4年超 5年 以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金 (a)	0	—	0	—	—	170	171
評価性引当金	△0	—	△0	—	—	△170	△171
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。



2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	—%	34.6%
(調整)		
役員賞与否認	—	5.3
交際費等損金不算入項目	—	15.4
住民税均等割等	—	0.7
連結子会社の適用税率差	—	△88.8
評価性引当金の増減	—	78.1
海外子会社留保利益の税効果	—	2.3
その他	—	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	47.9

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため記載しておりません。

(企業結合等関係)  
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

主に使用見込期間を取得から18年と見積り、割引率を1.3~1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	49百万円	50百万円
時の経過による調整額	0	0
期末残高	50	51

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、商品・商流別に事業部を置き、各事業部は取扱う商品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。従って、当社グループは事業部を基礎とした商品・商流別セグメントから構成されており、「海外事業」及び「国内事業」の2つを報告セグメントとしております。

「海外事業」は日本製を中心とした付加価値の高い様々な商材を、新興市場を中心とした海外への販売及びサービスの提供を行っております。

「国内事業」は国内事業部で企画・設計した製品を、海外のOEM工場に生産委託し、日本国内にて販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替額は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	連結財務諸表 計上額
	海外事業	国内事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	17,004	1,546	18,550	—	18,550
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	17,004	1,546	18,550	—	18,550
セグメント利益	6	21	27	—	27
セグメント資産	10,103	1,039	11,142	—	11,142
その他の項目					
減価償却費	20	0	21	—	21
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	10	2	13	—	13

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	連結財務諸表 計上額
	海外事業	国内事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	18,722	2,511	21,233	—	21,233
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	18,722	2,511	21,233	—	21,233
セグメント利益	0	167	168	—	168
セグメント資産	8,583	1,413	9,997	—	9,997
その他の項目					
減価償却費	15	0	15	—	15
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	14	—	14	—	14

【関連情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	医療	空調	建機・ 車両	家電	環境 インフラ	印刷	その他	計
外部顧客への売上高	4,062	9,772	2,125	1,536	238	514	301	18,550

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	中近東	アフリカ	米州	アジア	計
1,536	6,657	1,907	2,692	5,757	18,550

(注) 売上高は当社グループの本邦と本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(2) 有形固定資産

（単位：百万円）

日本	中近東	アフリカ	米州	アジア	計
69	14	26	2	0	113

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	医療	空調	建機・ 車両	家電	環境 インフラ	印刷	その他	計
外部顧客への 売上高	4,034	8,306	5,497	2,511	157	489	235	21,233

2 地域ごとの情報

(1)売上高

(単位：百万円)

日本	中近東	アフリカ	米州	アジア	計
2,511	5,614	5,317	2,576	5,213	21,233

(注) 売上高は当社グループの本邦と本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(2)有形固定資産

(単位：百万円)

日本	中近東	アフリカ	米州	アジア	計
66	14	21	9	0	111

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ABOU GHALY MOTORS (エジプト)	4,113	海外事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

「関連当事者との取引」に関する注記については、重要性がないため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

「関連当事者との取引」に関する注記については、重要性がないため記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額(円)	613.05	598.42
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円)	△10.64	6.23
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	—	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載していません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	6,449	6,295
普通株式に係る純資産額(百万円)	6,449	6,295
普通株式の発行済株式数(株)	10,520,000	10,520,000
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	10,520,000	10,520,000

3. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△)		
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	△111	65
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に帰属する 当期純損失(△) (百万円)	△111	65
普通株式の期中平均株式数(株)	10,520,000	10,520,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在 株式の概要	新株予約権(450個)の詳細は、「第5発行者の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左

4. 当社は、2019年9月18日付で1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産、1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)を算定しております。

(重要な後発事象)

株式分割及び単元株制度の採用について

2019年8月19日開催の取締役会の決議に基づき、2019年9月18日付で、以下のとおり株式分割を行っております。また、2019年10月4日開催の臨時株主総会の決議により、定款の変更が行われ、2019年10月4日付で100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元制度の採用を行いました。

(2) 株式分割の概要

①株式分割の方法

2019年9月17日最終の株主名簿の記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき1,000株の割合をもって分割いたしました。

②株式分割の増加数

普通株式 10,509,480株

③分割後の発行済株式数

普通株式 10,520,000株

④株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 20,000,000株

なお、2019年10月4日開催の臨時株主総会の決議により、定款の変更が行われ、発行可能株式総数は40,000,000株となっております。

⑤株式分割の効力発生日

2019年9月18日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 単元株制度の採用普通株式の単元株式数を100株といたしました。



⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	565	—	—	—
合計	565	—	—	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

**第7【外国為替相場の推移】**  
該当事項はありません。

## 第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1.	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料	無料（注）2.
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日刊工業新聞社に掲載して行います。 公告掲載URL <a href="https://www.taichi-holdings.com/">https://www.taichi-holdings.com/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式になることから、該当事項がなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

## 第二部【特別情報】

### 第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

### 第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

## 第四部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株式(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2019年7月25日	太知ホールディングス社員持株会	東京都千代田区富士見二丁目10番2号	特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)	遠藤 隆啓	埼玉県さいたま市浦和区	特別利害関係者等(当社の取締役、大株主上位10名)	17,000	—	取締役の就任及び社員持株会の退会による個人権利分の払出しのため。

- (注) 1. 当社は、TOKYO PRO Market への上場を予定しております。株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第106条において、当社は上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2017年4月1日）から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容についての記録を保存するものとされております。
2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者・・・ 役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
3. 2019年8月19日開催の取締役会決議により、2019年9月18日付で普通株式1株を1,000株に分割しており、上記移動株数及び単価は株式分割を反映した移動株数で記載しております。

## 第2【第三者割当等の概況】

該当事項はありません。



### 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (千株)	株式総数に 対する所有 株式数の割 合 (%)
東京中小企業投資育成 株式会社 (注1)	東京都渋谷区渋谷3丁目29番22号	1,550	14.13
中島 成松 (注1、3)	東京都新宿区	1,550	14.13
川村 修三 (注1、2)	東京都文京区	1,540	14.04
高梨 修 (注1、3)	東京都港区	1,540	14.04
太知ホールディングス 社員持株会 (注1)	東京都千代田区富士見二丁目10番2号	946	8.62
新居 敏男 (注1)	東京都調布市	420	3.83
林 英二 (注1)	東京都世田谷区	420	3.83
佐藤 泰雄 (注1)	東京都杉並区	400	3.65
中丸 武一 (注1、3)	東京都立川市	245 (20)	2.23 (0.18)
檜村 淳 (注1)	東京都渋谷区	240	2.19
その他30名	—	2,119 (430)	19.32 (3.92)
計	—	10,970 (450)	100.00 (4.10)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)  
 2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)  
 3. 特別利害関係者等 (当社従業員)  
 4. ( ) 内は、新株予約権による潜在株式及びその割合であり、内数であります。  
 5. 株主総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

## 独立監査人の監査報告書

2019年10月17日

株式会社太知ホールディングス  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人  
指 定 社 員 公 認 会 計 士  
業 務 執 行 社 員

南 成人 

指 定 社 員 公 認 会 計 士  
業 務 執 行 社 員

岩 測 誠 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社太知ホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社太知ホールディングス及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### その他の事項

会社の2018年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は監査されていない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上